大町市スポーツ協会表彰及び感謝状贈呈規程

(目的)

第1条 この規程は、大町市スポーツ協会(以下「協会」という。)会則第6条6号に基づくスポーツ功労者の表彰及び感謝状の贈呈並びに他の表彰について推薦を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

- 第2条 表彰は、次の5種とする。
 - (1) 特別功労表彰
 - (2) 功労表彰
 - (3) 精励表彰
 - (4) 特別栄光表彰
 - (5) 栄光表彰

(表彰状及び副賞)

- 第3条 表彰は、表彰状を該当する個人又は団体に授与してこれを行う。
- 2 表彰には副賞として記念品を添えることができる。

(表彰対象者の資格)

第4条 表彰対象者は、協会加盟団体関係者及び協会関係者並びに協力者及び 学生(大学、高校、中学校、小学校)とする。

(表彰の基準)

第5条 表彰基準は別に定める「大町市スポーツ協会表彰候補者推薦基準」に よる。

(表彰の手続き)

- 第6条 表彰は、年1回これを行う。
- 2 表彰は、各関係団体長の推薦する個人又は団体を総務財政委員会で審査し、 これを理事会で決定する。
- 3 この規程による表彰に該当すると思われる者がその表彰前に死亡したと きは、事務局長は速やかに会長と協議し、表彰状を遺族に交付することがで きる。

(感謝状への準用)

第7条 第3条から前条までの規程は、感謝状の贈呈について、これを準用する。

(他の表彰への推薦)

第8条 文部科学大臣表彰・長野県表彰・長野県教育委員会表彰及び長野県スポーツ協会表彰並びに大町市表彰は別に定める。「大町市スポーツ協会表彰候補者推薦基準」に基づき該当する個人又は団体を推薦する。

(他の表彰への推薦の手続き)

第9条 推薦は、各関係団体長の推薦する個人又は団体を総務財政委員会で審 査しこれを理事会が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成10年3月1日から施行する。
- 2 大町市体育協会表彰規程(昭和61年4月1日施行)は廃止する。

規程改正経過

昭和52年4月1日制定昭和53年4月1日一部改正昭和56年4月1日全面改正平成10年3月1日全面改正平成20年4月23日一部改正令和5年4月25日一部改正